報道関係者 各位

令和5年8月7日 【照会先】

新潟労働局 労働基準部 賃金室

室 長 小柳 光之室長補佐 大島 正明

TEL: 025-288-3504

令和 5 年度新潟県最低賃金の改正決定について 時間額 9 3 1 円、 4 1 円引上げを答申

新潟地方最低賃金審議会(会長 長谷川 雪子)は、本年7月7日、新潟労働局長(西岡邦昭)から「新潟県最低賃金の改正決定について」の諮問を受け、新潟県最低賃金専門部会を設置して調査審議を重ねてきたが、8月7日に結論を取りまとめ、新潟労働局長に対し「時間額931円」とする旨の答申を行った。

この「時間額931円」は、現行の新潟県最低賃金(890円)を「41円」引き上げる ものである。

新潟地方最低賃金審議会においては、7月28日、中央最低賃金審議会から示された目安 (答申)を参考にしつつ、諸般の事情を総合的に勘案して慎重に審議され、答申がまとめら れたものである。

今後は、この答申の内容についての異議申出に関する諸手続を経て、新潟県最低賃金が改正されることとなる。

【参考:新潟県最低賃金額及び対前年度上昇率、上昇額】

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
最 低 賃 金 額	830 円	831 円	859 円	890 円	931 円
対前年度上昇率	3.36%	0.12%	3.36%	3.60%	4.60%
対前年度上昇額	27 円	1円	28 円	31 円	41 円